

生活にお困りの方への主な支援について（年末年始の対応など）

○緊急小口資金等の特例貸付

申請受付期限について、令和2年12月末から令和3年3月末まで延長。

○住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症対応の特例として、最長9ヶ月の支給期間を最長12ヶ月に延長。

(※) 資産要件、求職活動要件について、一定の見直しを行う

⇒ 例えば、支給対象を拡大した令和2年4月から受給開始された方は、最長で令和3年3月まで受給が可能。

○低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

年末年始に向け、給付金の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付の支給を実施。

○雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

特例措置の期限について、令和2年12月末から令和3年2月末まで延長。

※ これらの助成金等は、企業が労働者を休業させた場合の休業手当等に関する支援

【支援の現場における年末年始対応】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、年末年始において、生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要となることが考えられる。

⇒ 自治体において、年末年始の臨時窓口の開所、一時的な宿泊場所の確保など、地域の実情に応じた対応を関係機関と連携しながら実施。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。
 なお、令和2年4月以降の新規貸付は本則で対応。

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
 - 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3日目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症対応の特例として、最長9ヶ月の支給期間を最長12ヶ月に延長。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

等

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、

2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

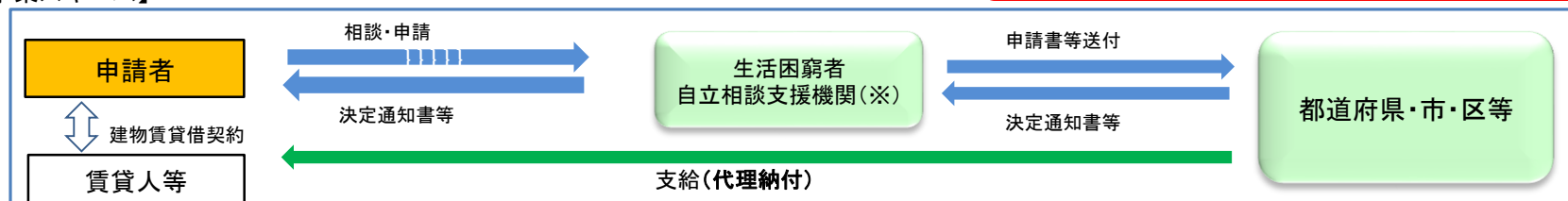
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付の再支給）について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しているところ。
- ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、給付金の基本給付（2次補正分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施。

1. 対象者

以下のいずれかに該当し、基本給付（2次補正分）の支給を受けた者（申請不要）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※ 令和2年12月11日時点では基本給付（2次補正分）の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。

2. 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
（基本給付（2次補正分）に同じ。）

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び
福祉事務所設置町村

5. 予算

令和2年度予備費を活用
※母子家庭等対策総合支援事業

6. スケジュール

支給を年内を目処に実施

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長

■ 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和2年4月1日から 令和3年2月28日まで) <small>※11月27日に12月末から令和3年2月末に延長発表</small>
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合：10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 (別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和 (一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合10/10(中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

令和3年2月28日まで延長予定

令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

$\text{休業前の1日当たり平均賃金} \times 80\% \times (\text{各月の日数 (30日又は31日)} - \text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数})$

① 1日当たり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

3 手続き内容

- ① 申請方法： 郵送、オンライン
（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）
- ② 必要書類： (i) 申請書、(ii) 支給要件確認書※
(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、
※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。

4 実施体制等

- 都道府県労働局において集中処理
- 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

支援の現場における年末年始の対応

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、本年の年末年始において、居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要となることが考えられる。
 - このため、生活困窮者自立支援制度の相談等の対応については、地方自治体に対して以下の対応例を示し、福祉事務所とも連携の上、地域の実情を踏まえた必要な対応を行うよう依頼。
- ※ 「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」(令和2年11月24日厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

※ 【括弧内】は、主な対応機関

年末年始に備えた事前の対応

- ア 年末年始(令和2年12月29日～令和3年1月3日。以下同じ。)の臨時窓口(開所日、開所時間、場所等)・連絡先の調整。【生活困窮者自立支援制度担当課(室)、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- イ アに関するチラシ等による周知(地域の関係機関とも連携すること。)。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- ウ 年末年始の生活や資金、住まいに不安がある方や、既に相談等を受けている方のうち、生活や資金に懸念がある方等に対する事前相談の促しや連絡の実施。【自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会】
- エ 生活困窮者・ホームレス自立支援センターの入所枠の確保やホテル、旅館、アパート等借上、無料低額宿泊所等との連携に関する事前調整。【ホームレス自立支援担当課(室)】
- オ 年末年始に緊急に貸付金の送金が必要なケースが発生した場合における年末年始の銀行の振込業務の対応予定の確認【都道府県社会福祉協議会】

年末年始の対応

- ア 年末年始の臨時窓口の開所【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課(室)、市町村社会福祉協議会】
- イ 輪番制、緊急連絡網等の整備と当番職員が連絡を受ける体制の確保及び関係機関との情報共有。【生活困窮者自立支援制度担当課(室)、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- ウ アや緊急連絡に関するチラシやホームページ等による周知。【地方自治体本庁、自立相談支援機関、市町村社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会】
- エ ホームレス等で急迫されている方からの連絡や相談があった場合には、一時的な宿泊施設等における入所支援を行う。また、必要に応じて、福祉事務所と連携を行う。【ホームレス自立支援担当課(室)、自立相談支援機関】
- オ 手持ち金がなく、貸付の相談等があった場合には、食糧支援や貸付金の迅速な振込、一時的な宿泊施設への入所支援等、必要な対応を行う。【自立相談支援機関、ホームレス自立支援担当課(室)、市町村社会福祉協議会】